郡山市民ギャラリー及び本庁舎壁面アートスペース設置要綱

平成14年４月１日制定
令和８年９月30日一部改正
（総務部総務法務課）

（趣旨）

第１条　この要綱は、郡山市役所庁舎の一部を市民の文化活動の成果の発表の場として開放し、市民の文化活動の振興を図るとともに来庁する市民に憩いとふれあいの空間を提供するため、郡山市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）及び郡山市本庁舎壁面アートスペース（以下「アートスペース」という。）（以下「ギャラリー等」と総称する。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第２条　ギャラリーは、別紙１のとおり郡山市役所庁舎内の本庁舎１階に置く。

２　アートスペースは、別紙２のとおり郡山市役所庁舎内の本庁舎２階に置く。

（開設日及び開設時間）

第３条　ギャラリー等の開設日は、市の休日を除く日とし、開設時間は、午前８時 30 分から午後５時15分までとする。

（使用者）

第４条　ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市民等で構成する団体及びサークル等
(2) 市内の学校等
(3) 市内に住所又は事業所を有する者
(4) その他市長が適当と認めたもの

（使用の承諾等）

第５条　ギャラリー等及び設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

２　ギャラリー等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承諾しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
(2) 施設又は付属物を滅失し、又は棄損するおそれがあるもの
(3) 営利を目的とするもの
(4) 入場料を徴するもの
(5) 販売を伴うもの
(6) 政治性、宗教性を帯びるもの
(7) その他市長がギャラリーの管理運営上適当でないと認めるもの

（使用の手続き）

第６条　ギャラリー等を使用しようとする者は、あらかじめ郡山市民ギャラリー及びアートスペース使用申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の使用申込書を提出することができる期間は、展示しようとする日の３か月前から展示しようとする日の５日前までとする。ただし、市の共催又は後援で使用する場合その他市長が特に認める場合は、この限りではない。

３　市長は、前条第１項の規定による承諾をしたときは、郡山市民ギャラリー及びアートスペース使用承諾書（第２号様式）を申込者に交付するものとする。

（使用期間）

第７条　ギャラリー等の使用期間は、原則として引き続く２週間以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の承諾の取消等）

第８条　市長は、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、使用の承諾を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

⑴ 市において公用若しくは公共用に供する必要が生じた場合。

⑵ 使用者が使用目的以外に使用した場合。

⑶ 承諾後において第５条第２項各号の規定に該当し、又は第10条各号の規定に違反すると認めた場合。

２　市は、前項の定めるところの処分により生じた使用者の損害については、その責めを負わない。

（使用料）

第９条　使用料は、無料とする。

（使用者の遵守事項）

第 10 条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用物件及び展示物を使用者の責任において管理すること。

⑵　使用期間中は、あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全処置を講じること。

⑶ 事故等の発生については使用者の管理責任において処理すること。また速やかに市に報告すること。

⑷ 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

⑸ くぎ付け又は張り紙などをし、建物その他の物件を棄損するおそれのある行為をしないこと。

⑹ 承諾した施設及び設備以外のものを使用しないこと。

⑺ 使用を終了したとき、又は第８条の規定により使用の承諾を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設を原状に回復し、職員の点検を受けること。

⑻ 職員の指示に従うこと。

⑼ 郡山市庁舎管理規則（昭和 40 年郡山市規則第３号））において制限又は禁止されている行為等を

しないこと。

（損害賠償）

第11条　使用者は、故意又は過失により施設又は設備を滅失し、又は棄損した場合は、市長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

２　使用者は、使用者の展示物が滅失し、又は棄損した場合であっても、その損害を市に請求できない。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほかギャラリー等の管理に必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月25日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

別紙１

市民ギャラリー設置箇所

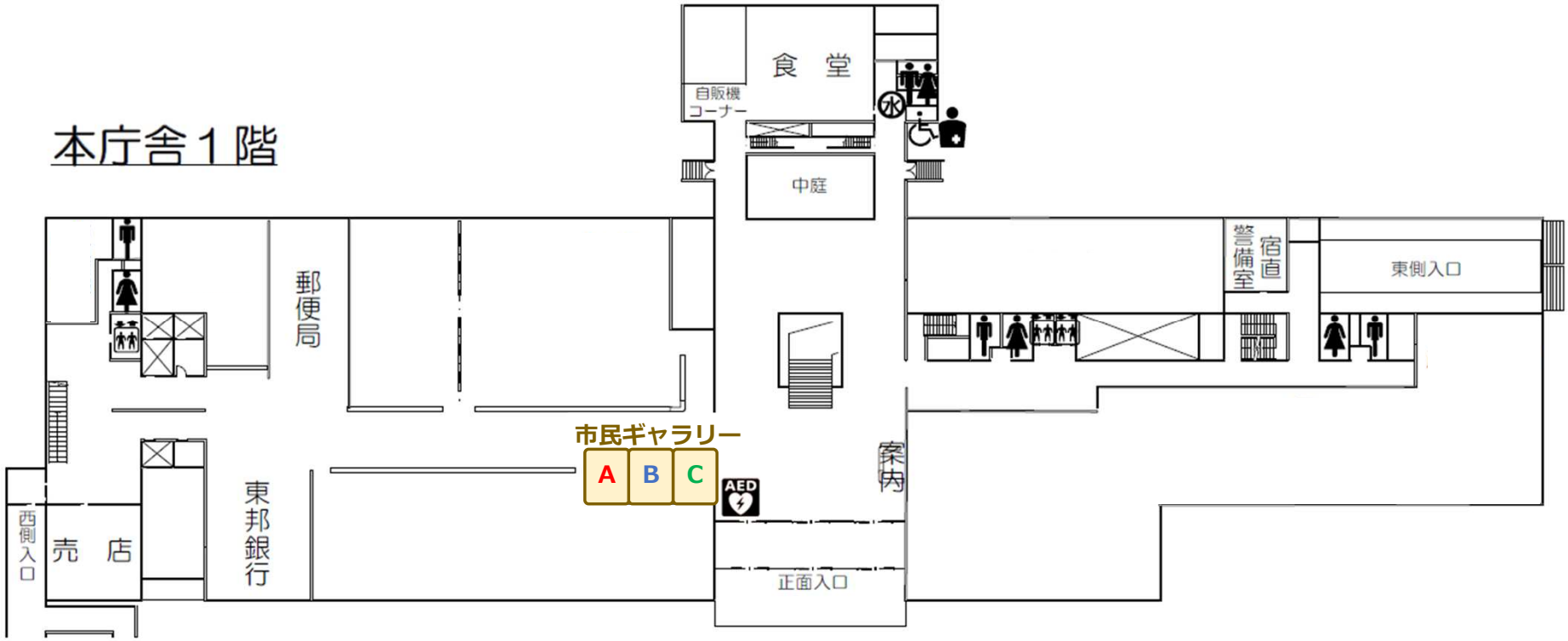

別紙２

郡山市本庁舎壁面アートスペース設置箇所

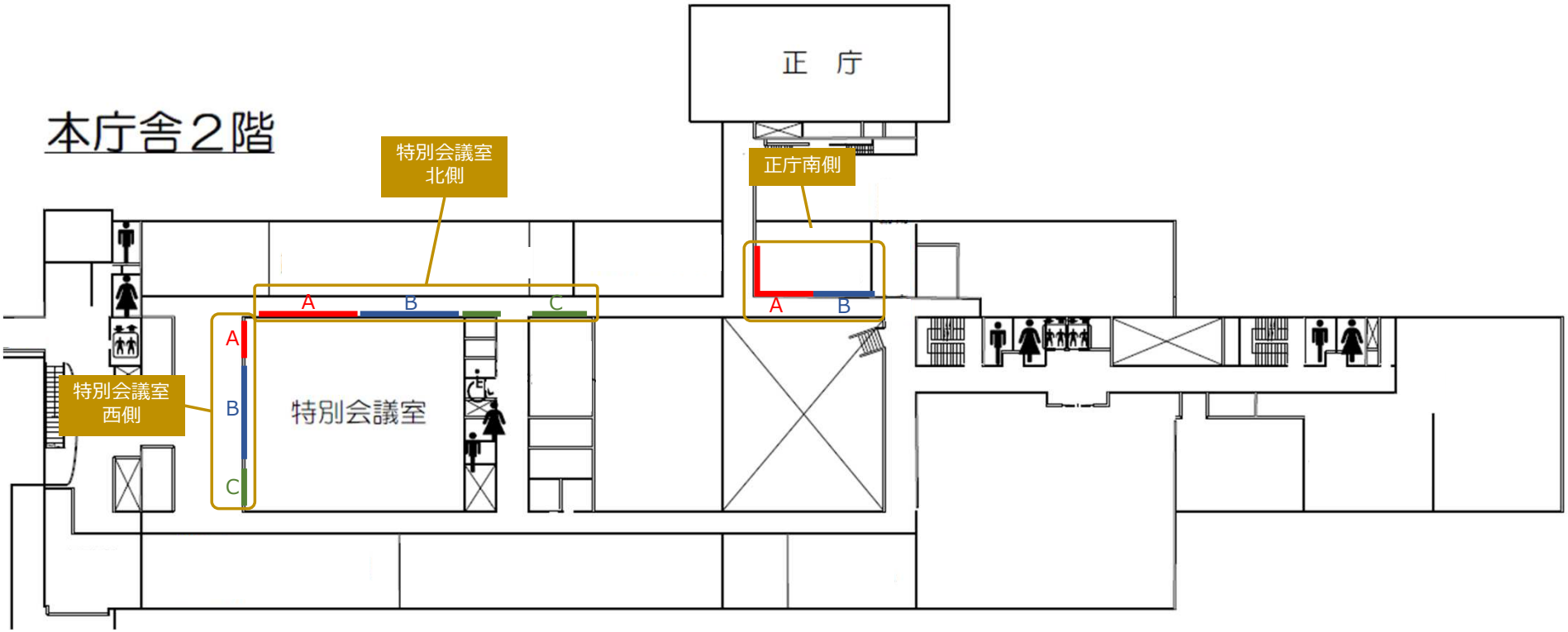

第１号様式（第６条関係）

郡山市民ギャラリー及び郡山市本庁舎壁面アートスペース使用申込書

年　　月　　日

郡　　山　　市　　長

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

下記のとおり使用を申し込みます。

記

使用場所	郡山市民ギャラリー　　（　Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　）
	郡山市本庁舎壁面アートスペース 特別会議室西側　（　Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　） 特別会議室北側　（　Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　） 正庁南側　（　Ａ　・　Ｂ　）
使用年月日	年　月　日　～　年　月　日
展覧会等名	
展示等数量	
設備等の使用数量	パネル　　枚　　机　　脚
備　　考	

第２号様式(第６条関係)

郡山市民ギャラリー及び郡山市本庁舎壁面アートスペース使用承諾書

年　　月　　日

様

郡　　山　　市　　長

年　　月　　日付けの申し込みについて、下記のとおり承諾します。

記

使用場所	郡山市民ギャラリー　　（　　A　・　B　・　C　）
	郡山市本庁舎壁面アートスペース
	特別会議室西側　　（　　A　・　B　・　C　　）
	特別会議室北側　　（　　A　・　B　・　C　　）
	正庁南側　　（　　A　・　B　　）
使用年月日	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
展覧会等名	
展示等数量	
設備等の使用数量	パネル　　枚　　机　　脚
条件その他	

（使用者の遵守事項）

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用物件及び展示物を使用者の責任において管理すること。

(2) 使用期間中は、あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全処置を講じること。

(3) 事故等の発生については使用者の管理責任において処理すること。また速やかに市に報告すること。

(4) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) くぎ付け又は張り紙などをし、建物その他の物件を棄損するおそれのある行為をしないこと。

(6) 承諾した施設及び設備以外のものを使用しないこと。

(7) 使用を終了したとき、又は第８条の規定により使用の承諾を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設を原状に回復し、職員の点検を受けること。

(8) 職員の指示に従うこと。

(9) 郡山市庁舎管理規則（昭和 40 年郡山市規則第３号）において制限又は禁止されている行為等をしないこと。